

～魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正に伴う～

# 井戸設置許可申請の変更点について

魚沼市では令和元年7月3日に、「魚沼市地下水の保全に関する条例」を一部改正いたしました。令和元年10月1日から改正後の条例が施行されます。改正にあたって、井戸設置許可申請において幾つか変更となった点がありますので、お知らせします。

●一部改正にて変更となった主な点 ①業者登録制度の導入、②申請区分の詳細化、③様式等の変更

## ①業者登録制度の導入

業者登録制度を導入することといたしました。  
令和元年10月1日以降は、井戸掘削業者が登録業者でないと許可できません。  
制度の詳細は、別紙「業者登録制度の導入と手続きについて」「魚沼市地下水の保全に関する条例(一部改正)」をご覧ください。  
掘削業者は事前に登録を済ませるようお願いいたします。

## ②申請区分の詳細化

今まで「消雪用井戸」「事業用井戸」の2区分だけでしたが、これまでの申請状況を踏まえ、消雪用井戸の区分を細分化し、申請書の提出期限などを区分によって設定いたしました。


変更前区分	変更後区分	申請書の提出
消雪用井戸 申請書の提出 工事に着手する 日の60日前まで	一般家庭消雪用井戸	工事に着手する日の 7日前まで
	事業所消雪用井戸 (店舗・コンビニ等)	工事に着手する日の 7日前まで
	大規模事業所消雪用井戸 (敷地面積3,000㎡以上)	工事に着手する日の 60日前まで
	道路消雪用井戸 (市道以外の道路消パイ)	工事に着手する日の 7日前まで
事業用井戸	事業用井戸 (農業用・商業用・製造用等)	工事に着手する日の 60日前まで

なお、許可の基準や許可水量計算等に変更はありません。

従来の「消雪用井戸」「事業用井戸」の算出方法のままとなります。

また、吐出口径が100mm以上の揚水機を入れる場合は、地下水対策委員会に諮る必要があるため、「どの区分においても60日前までに提出」を規定しました。⇒できるだけ事前にご相談ください。

## ③様式等の変更

申請区分を細分化したこと等により、様式等を大幅に変更いたしました。  
お手数ですが、10月1日以降の許可申請には新様式での申請をお願いします。  
なお、当面の間は旧様式でも申請を受付けいたしますが、できるだけ新様式で提出いただきますようお願いいたします。様式などは、市のホームページにエクセルファイルを掲載しましたので、ダウンロードしてご利用下さい。  
「市HP検索ウィンドウで<井戸の掘削>で検索  <井戸の掘削には許可が必要です>をクリック」

## その他、改正した部分

※井戸掘削工事に関する条文を抜粋

- 施工業者の責務に「井戸掘削等の工事に際し、騒音及び振動の抑制、濁水の適正処理等効果的な対策を講じるとともに、市からこれらの対策に対し改善の指示があったときは、その指示に従わなければならない。」旨を追加しました。【第6条】
- 井戸検査について「井戸を掘削後、揚水機を入れる前に市の検査を受けなければならない。」旨を規定しました。【第16条】
- 完了届の提出を「工事が完了した日から14日以内」から「井戸検査を受けた日から30日以内」に変更しました。【第18条】
- 既設井戸の所有者変更について、新たに規定いたしました。【第21条】
- 業者登録制度導入に伴い、申請者（施主）に対して「井戸の設置工事等を行うときは、登録事業者に行わせなければ行けない。」旨を規定しました。【第30条】

問い合わせ先

魚沼市役所 産業経済部 建設課 ☎025-793-7990

✉ kensetsu@city.uonuma.lg.jp